

鳥取県告示第 195 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字荒神平1514の1、1514の2、字コノネ山1516の1、1516の2、字大野1521の9、1521の10、1523、1524の1、1525の2、1525の4（次の図に示す部分に限る。）、1525の7、1525の12、1525の17・1525の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1525の196、1525の288、字向原1547の1から1547の3まで、1547の5から1547の47まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）